各 都道府県・指定都市・中核市 子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

こども家庭庁成育局総務課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の 算出等の考え方(初版)について(送付及び意見照会)

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く 御礼申し上げます。

各市町村(特別区を含む。以下同じ。)においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、現在、令和2年度からの5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「第二期支援事業計画」という。)を作成いただいているところです。したがって、令和7年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「第三期支援事業計画」という。)を各市町村において改めて作成いただく必要があります。

第二期支援事業計画の作成に当たっては、各市町村において「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。)第三の一3(二)に基づき、「量の見込み」を算出し、具体的な目標設定を行っていただいたところですが、第三期支援事業計画の作成に当たっても、基本指針に基づき「量の見込み」の算出等を実施していただくことが必要となります。

このため、今般、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の 見込み』の算出等の考え方(初版)」(以下「第三期手引き」という。)を別添の とおり作成いたしました。考え方においては、第三期支援事業計画の作成に当た り、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のた めの手引き」(平成26年1月20日付事務連絡。以下「第一期手引き」という。) は元となる考え方として残しつつ、「計画策定等における地方分権改革の推進に ついて」(令和5年3月31日閣議決定)を始めとする効率的・効果的な計画行政 の実現に向けた現在の政策動向や、令和4年6月の児童福祉法改正等を踏まえ、 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)」(平成31年4月23日付事務連絡)の内容に必要な追加、修正を行い、第三期手引きとしてまとめましたので、送付いたします。

つきましては、第三期手引きの内容等について、御意見や御質問がございましたら、10月6日(金)までに、以下の意見・質問フォームから御連絡いただきますようお願いいたします。なお、御質問への回答や御意見の反映については、可能な範囲になりますこと予め御了承ください。

今後、第三期手引きについては、各市町村からの御意見等も踏まえつつ、必要に応じて修正を行った上で、本年 10 月~11 月に再度改訂版を送付する予定です。各市町村においては、今般送付した手引きも参考にしつつ、利用希望把握調査等の第三期支援事業計画作成に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

(意見・質問フォームのURL) ※以下のいずれかを御利用ください。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRBHCeok3875PkHRH4jUAb4xUMzdTODk3R0k1SD1HNkVYUUMzTVZMVDRSUiQ1QCNOPWcu

https://forms.office.com/r/5TH7POSdVC

問合せ先

こども家庭庁成育局総務課 武田、野村、河合

TEL: 03-6863-0383

E-mail: seiiku.kikakuchousei@cfa.go.jp